

令和4年度

南三陸町議会会議録

| | | | | |
|------|----|----|---|---|
| 8月会議 | 8月 | 2日 | 開 | 会 |
| | 8月 | 2日 | 散 | 会 |

南三陸町議会

令和4年8月2日（火曜日）

令和4年度南三陸町議会8月会議会議録

（第1日目）

令和4年8月2日（火曜日）

応招議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |

欠席議員（1名）

13番 星喜美男君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | |
|------|-------|
| 町長 | 佐藤仁君 |
| 副町長 | 最知明広君 |
| 総務課長 | 及川明君 |
| 企画課長 | 佐藤宏明君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 農 林 水 産 課 長 | 千 葉 啓 君 |
| 建 設 課 長 | 及 川 幸 弘 君 |
| 上 下 水 道 事 業 所 長 | 糟 谷 克 吉 君 |

教育委員会部局

| | |
|-----------|-----------|
| 教 育 長 | 齊 藤 明 君 |
| 教育委員会事務局長 | 芳 賀 洋 子 君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------------------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 男 澤 知 樹 |
| 主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長 | 畠 山 貴 博 |
| 主 事 | 山 内 舞 祐 |

議事日程 第1号

令和4年8月2日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第16号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○副議長（菅原辰雄君） おはようございます。本日の会議は、議長が諸般の事情により欠席しており副議長の私が本日の議事に当たりますので、議員各位には円滑な議事進行への御協力を特段にお願いするものであります。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年度南三陸町議会8月会議を開会いたします。

欠席議員13番星喜美男君となっております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により、これを許可しております。

なお、脱衣も同時に許可をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○副議長（菅原辰雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、6月定例会議において議決された、女川町を会場に7月中の開催が予定されておりました宮城県町村議会議長会の会費分担金割合に関する意見交換については、新型コロナウイルスの感染拡大等により中止することと決定されております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○副議長（菅原辰雄君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係等の行政報告はお手元に配付したとおりであります。

ここで、工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

何点か質問させていただきます。

まずもって、行政報告の中の1ページです。1ページの、工事名は令和4年度名足地区配水管布設及び既設管撤去工事、この中で北の沢地内とあります。今日も放送のほうで午後から断水と言われているのがこの工事の絡みかなと思われますけれども、そこで、この布設替えが470メートルぐらい、そして排水管の撤去が251メートルとあるんですけれども、この差があるんですけれども、古いところも残し、そしてまた新しいところに布設替えするという意味だと取られますけれども、この内容をお伺いいたします。

それから2点目が、その下、中在・田表地区の緊急連絡管布設工事の中で、800メートルほど配水管の布設工事なんですけれども、ここに、田表地区には事務所、そのほか民家等が点在しておりますけれども、中在地区の方々に以前から水道を引きたい住民がいるということを知っております。その中で、そのことを今回布設替えすることによって、この際入れば、工事ともにやればいいのかと思うので、これに対する意向調査、それから住民の声が町に届いているのかどうか、その辺お伺いします。

それから2ページ目です。

伊里前浄水場等撤去工事とあります。工事概要を見ますと、仮設の機械、それから送水管撤去などと、電気もそうなんですけれども、あそこを撤去することなんですけれども、配水管、上にタンク、お寺の上にタンクがあると思われますけれども、これを撤去することでその辺の弊害があるのかないのか、その辺お伺いいたします。

それから3ページの、南三陸町配水管布設替詳細設計業務委託とあります。業務概要といたしましては林、大久保、寄木地区とあります。寄木地区が大変長うございまして1,350メートルということで、この場所、寄木地区でいいですので場所をお伺いいたします。

以上4点お伺いいたします。

○副議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） おはようございます。

4件ほど工事関係のほうで質問ございました。1件ずつお答えさせていただきます。

まず、名足地区でございます。1ページですね。名足地区配水管布設及び既設管撤去工事でございます。冒頭お話ありました今日の断水というのは、この工事とは違いまして、田の浦の漁港近くで県道に入っている管が破損して漏水をしておりましたので、緊急工事のため現

在復旧作業中で、10時からの断水ということで田の浦、石浜、名足地区の方に無線放送をしてございます。

それでは、名足地区の配水管の布設工事について御説明を申し上げます。現在入っている場所は、田の浦の南の沢地区から石浜と北の沢の境にある町道のところに向かって農道に入っております、古い管は。それが名足まで行っているという、その農道に入っている管が老朽化しているために、今度新たに、県道泊崎半島線に布設をするという工事になります。起点が田の浦の南の沢の神山と言われるところから、名足の防集団地入り口までの県道に新しく管を入れると。農道に入っている、メーター数で言いますと251.4メートル分を撤去するという工事になります。

それから、その下の中在・田表地区の緊急連絡管布設工事でございますけれども、この工事は上沢浄水場から樋の口配水池に上げて、樋の口、中在地区の方々の、昔は簡易水道でしたけれども、今上水道に取り組んでおりますけれども、そのエリアと伊里前浄水場の送水管をつないで、緊急時に備えるための工事を今回発注いたします。以前から、中在でまだ水道行っていない方から要望がございました。今回も要望がございまして、その当時は、以前いただいたときはこういう計画がなかったものですから、今度は落沢線のところから上沢浄水場まで、今度、管を布設をいたします。中在地区の方々も、今までは管なかったんですけども管がありますので、水道に加入するのは容易になるということで、代表者の方が、今要望書を取りまとめているような状況でございますので、その要望書が出てきましたら当事業所においても協議をして、なるべく個人の方に御負担あまりないような状況で進めていきたいというふうに考えております。

それから、伊里前浄水場の撤去工事でございますけれども、これは上の配水池を壊すというものではなくて、お寺さんの土地を借りて井戸を掘って、事務所ありましたけれども今事務所はないんですけども、その井戸と、そこから上に上げていた、今も山に仮設管がありますけれども、それと田表のほうに行っている仮設管の撤去する工事でございます。ですので、配水池は使わなくなって残りますけれども、いずれそれは撤去する予定でございます。今回の工事には含まれておりません。

それから、3ページ目の設計業務でございますけれども、寄木地区でございます。町向の昔あそこは、今もあるのかな、歌津運送さんがある路線です。そこから皿貝までの海岸線、町道ですね。それを全部、5年度に入替えを計画をしております。そのための設計業務、1,350メートルということでございます。

○副議長（菅原辰雄君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1ページ目から行きたいと思います。名足線の今回の断水は、田の浦漁港の工事の関係で管壊してからに緊急工事ということなんですけれども、断水したという。それで止めて菅の工事をするわけなんですけれども、それ、田の浦漁港の工事の人たちで管に当たったからそこが壊れたと思うんですけれども、その辺違うのか、工事の絡みで壊したことに変わりはないと思われましてけれども、その辺もう一度詳しくお願いいたします。

次に、その下の中在・田表の関係は分かりました。ただ、中在地区はそう言って水道に入る、入りたい人が入る、入れる状況になるわけなんですけれども、田表のほうはさっき聞きますと、田表からの管は取壊しにするという、お寺前の管を撤去ということなんですけれども、ここはもともと田表の分は新しく管が入っていたかと私の記憶ではあるんですけれども、その辺の人たち、事務所、民家あるわけなんですけれども、その人の水道加入率ですね。その辺も意向調査等をしているのか、その辺も再度お伺いいたします。

それから、2ページの伊里前浄水場の撤去については分かりました。いろいろとありましたけれども、全部撤去という方向で承りました。

それから寄木、3ページの町向寄木線、1,350メートルという入替えるわけなんですけれども、寄木までの海岸線があるかと思うんですけれども、その辺、起点、終点、その辺確認をお願いいたします。

○副議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） まず、1点目でございます今日の断水工事でございますけれども、漁港の工事とは関係ございませんで、自然漏水ということで昨日から県道のほうににじみ出してきたのが、だんだん流量が増えていったというところでございます。

それから田表地区でございますけれども、現在事業所等も増えてきてございます。中在地区と併せて要望書が出されるということで聞いてございます。それで、事業所のある箇所は送水管が入っておりますので、前に入れていた管ですね。それから取り出しをするというようなことで容易に加入ができるのかなというふうに考えてございます。

それから寄木地区の起点でございますけれども、先ほどお話ししましたとおり歌津運送さんの事務所があったところから、皿貝の、あそこは畠山さんでしたかね、皿貝から下りて右のうちはありますけれども、そこが終点というふうになります。海岸線を入替えるというような予定でございます。

○副議長（菅原辰雄君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 一番最初の工事関係ですけれども、工事の田の浦漁港の工事とは関係ない、ずっと古くなってきてそこから水漏れがあったということなんですけれども、今そういうところ、古いところがあるかと思われまますけれども、その辺の調査なども抜かりなく、今後もやっていただくように要望いたします。以上終わります。

○副議長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

3ページの委託の行政報告について伺いたいと思います。先ほどの前議員も聞いていたんですけれども、配水管布設替詳細設計ということで林、大久保、寄木、合計1,993メートルに及ぶわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、さきの災害の現場視察でもあったんですけれども、むき出しになった配水管等もこの前確認したわけですが、今回の設計からある程度というか、災害にも強いというか対応できるような設計をする必要性も出てくると思うんですが、今回の委託の状況はどういった形なのか確認させていただきます。

あともう1点は、3か所を一括での入札ということですが、以前も聞いたところ、そのほうがメリットがいろいろあるという、そういう答弁もあったわけですが、今回この3か所同時入札した経緯と、あと3か所それぞれの積み上げというか、金額等お分かりでしたら伺いたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 近年の布設替えにつきましては、この間災害等でもお話ししましたとおり高性能のポリエチレン管というものを使用しております。これは施工性もよくて震災に強いということで、二十何年くらい前に出たんですけれども、うちならず他の市町村でもこのポリエチレン管を使って施工をしているような状況でございます。従来の铸铁管よりも3割、4割ぐらい安いというところでございます。

それから、3か所でメリットあるのかということです。そのとおりで、1か所1か所を出せばそれぞれの経費にまた諸経費等も重なってきますので、金額で細かいところは持ち合わせてございませぬけれども、850万円で済むのが1,000万円超えたり1,200万円というような金額になることから、3か所を一緒に発注をしたというところでございます。

○副議長（菅原辰雄君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、丈夫な管で設計するという事なんですけれども、私、再度伺いたいのは、このルートというんですか、それも以前だとあったところにそのまま丈夫な管をしても、この前見たところでは持ちこたえたというんですか、あれしたんですけれども、やは

り設計する上で将来的な災害というんですか、そういったことも難しいかもしれないんですけれども、そこも十分設計する際に考慮する必要があると思うんですが、そのところを再度伺いたいと思います。

あと、3か所一括ですると、それぞれ金額的に予算とか費用的には安くなるということなんですけれども、そこで今回出たこの3か所なんですけれども、これ一括でやったというんですが、多分個々で積み上げたと思うんですけれども、その積み上げとかがこの場でお分かりでしたら伺いたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） まず、ルートですね。災害を考えた設計ということでございますけれども、もちろん災害を見通すといいですか、それも考慮はしてございます。ただ、埋設するのは道路なりそういった工作物の中にしか、山とかそういった民地とかも入れられませんので、道路なり河川敷の硬いところとかというところを選んで設計をしております。

それから、個々の積み上げにつきましては現在資料を持ち合わせてございませんので、もしよろしければ、帰り事務所に寄っていただければというふうに思います。

○副議長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第15号 工事請負契約の締結について

○副議長（菅原辰雄君） 日程第4、議案第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和4年度名足小学校屋内運動場改築工事に係る請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第15号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は1ページとなります。

契約の目的、令和4年度名足小学校屋内運動場改築工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、3億7,400万円。

契約の相手方、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料4ページをお開きください。

工事の概要を示してございます。

工事の場所でございますが、歌津字中山14番地ということで名足小学校の体育館でございます。

工事の概要でございます。屋内運動場の新築工事、鉄骨造の平屋建てですね。延べ床面積678.57平米、それと既存の建物の解体工事といたしまして849.6平米、それと渡り廊下32.62平米、合わせて882.22平米を解体するものでございます。

工事の期間につきましては、本契約の締結の日から令和5年3月31日までとしてございますが、予定といたしましては令和5年9月の完成を予定をしております。

5ページをお開きください。

今申し上げました新旧の体育館の面積、あとは渡り廊下新旧の面積、あと今度、附帯工事といたしまして、駐車場の整備ということで体育館前に9台、それと下のグラウンドの南西角に普通乗用車12台分の駐車場を整備するものでございます。

6ページ目をお開きください。

6ページ目につきましては、屋内運動場でできるスポーツとございますか、主なものを記載をしております。バレーボールコート6人制が1面、あとはバドミントンのコートが2面、あとミニバスケットボールコートが1面、それと女子便所につきましては2基、男子につきましては大1、小2と。それと多目的トイレが1基設置されるという予定でございます。

7ページ目には立面図、8ページ目には工事請負仮契約書を添付をさせていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。2点ほどお伺いいたします。

まずもって1点目なんですけれども、名足小学校さん、以前は避難所として、今後も新しくなった場合ここは避難所になるのかどうか、その点1点お伺いします。

それから、解体工事があるわけなんですけれども、この図面見ますと、現場まではかなり校庭を回っていくような作業工程ですね。作業工程を、どっちを回って工事に入るのか。どちらも狭いもんですから、上の駐車場のところを行くとなれば駐車場に影響がある。また、下を回ると狭い、そういうような思いが心配なので伺いますけれども、その辺、その2点お伺いいたします。

○副議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ちょっと関係する資料を持ってきていないんですが、名足小学校につきましても、現在も津波の浸水を経験のある場所であるということもございまして、津波に対する避難所には設定してございません。体育館が新しくなったからといって、高さが大幅に改善されるわけでもなく、そこは避難所にするかどうかは今後検討はさせていただきますが、やや難しいのではないかとというふうに推察されます。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事用の通路でございますが、議員も御承知かと思いますが、この図面でいきますと上側、漁協さんのある側につきましてもかなり道路が狭隘でございます。大型車両の出入りがちょっと困難ということで、作業につきましても、メインといたしましては県道泊崎半島線、グラウンドの南側の通路からの侵入を想定してございます。

○副議長（菅原辰雄君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 避難所の関係なんですけれども、かなり今の体育館は高低差、高いところにあります。そして校舎のほうは低いから津波が乗りましたけれども、やはり今後、体育館新しくするにつけて、やはり高いところにあるので避難場所にしてもいいのかなという思いがしますので、そこをもう一度確認したいと思います。

それから、やはりこの工事、解体と新築ですから、物を運んだり運送するのにかなりトラックの往来が激しくなるので、子供たちにも十分声がけして事故のないような、そういうきちっとした整備を、建築をしていただきたいと思いますので質問させていただきました。その辺今後の請負う側として、どのような特別な、それこそ学校との協議、子供たちの安全登校ができるような工事を進めてもらいたいと思いますので、もう一度、その辺御答弁をお願いいたします。

○副議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 名足小学校につきましては、先ほども申し上げましたけれども、体育館そのものも東日本大震災では床上まで浸水した経緯がございまして、その当時も、避難場所としても現在も名足こども園が避難場所となっておりますし、学校からの避難路という部分も名足保育園を目がけての避難路を整備してきた経緯もございまして、現在のところ体育館が新しくなったからといって、名足小学校の体育館を避難所とするというのは少し考えられないのかなというふうに思います。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 通路につきましては、当然ながら学校さん、あと教育委員会さんのほうとも連携して安全確保に努めてまいりたいと考えてございまして、必要に応じて子供さんたちが通路等に入らないようにバリケード、それとあとは要所要所にガードマンを置くなどすると。ほかに、あとはこの図面下側の12台の駐車場でございまして、やはりなかなか大型車両が入ってきますと転回する場所がないということでございまして、この12台の駐車場整備地は、整備が一番後回しにいたしまして大型車両の転回は基本的にはここで行うということでございまして。あと登下校等に就学時間帯、その辺につきましては学校さんのほうと随時連携を取りながら、安全確保に努めてまいりたいと考えてございまして。

○副議長（菅原辰雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございせんか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

先ほど課長の説明で、この体育館の中でミニバスケットボールが1面、バレーボールコート6人制だと1面取れる、あとバドミントンコートだと2面取れるという、そういう説明があったわけなんですけれども、お聞きしたいのは、この体育館の壁面というか壁の利用というか、そういったことは考えられなかったのか、何かつくのか。以前ですと、昔だとの丸い棒みたいなやつがあって、それをいっぱい並んでいてトレーニングするようなあれもついたり、あと太いロープというんですか、綱が垂れ下がっていて、そういったやつで何か体力づくりをするという、そういうのも大昔はあったんですけれども、今回、この壁面の利活用に関してはどういったことが検討されたのか伺いたいと思います。

あと今後、小学校、中学校、高校もそうなんですけれども、コミュニティースクールが進められている中で、いろんな利用できる仕組み、必要性もあると思うんですが、そういったところも検討されたのか。

あともう1点は、以前からこういった施設ができるたびに、私お聞きしているんですけども、つくる人、そこから使う人、そういった形の当町では流れで来ているように私は捉えていたわけなんですけれども、そこで、つくるほうの建設関係と、これから完成して引渡しを受けて使っていくほうの教育関係のほうの方たちの話合いというんですか、より有効に活用するためのそういったことがなされてきて、こういった設計になったのか伺いたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の壁面利用につきましては、すみません、手元に詳細がございませんので、ちょっと詳しくは御説明はできませんが、一定程度の利用は図られるということでございます。

それと2点目、3点目と関連があるかと思しますので、この屋内体育館のほうでできるスポーツ等につきましては、教育委員会さんが主導的立場を取りまして、地区の方々、PTAの方々や先生方々と協議を進めた上で、御相談の上でこういったスポーツができればいいということで、面積等決まっております。

それと利用についてということでございますが、そちらにつきましても、その協議の中で御相談をさせていただいて、決定に至っているというふうに聞き及んでございます。

○副議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

御質問の中にコミュニティースクールのお話がありました。コミュニティースクールと屋内体育館が直接的に関係が、直接的にはないんですけども、地域の方々と学校の施設を利用しての交流の場となる社会教育施設としての体育館ということを見ると、これまでなかったスロープであったり多目的トイレであったりということで、多くの方々が参加できるように、年齢小さなお子様から高齢者まで体育館利用できるような形で施設等を整備することで、生涯スポーツ、生涯体育に寄与できるのではないのかなと思っております。

○副議長（菅原辰雄君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 壁面の利活用についてなんですけれども、課長、持ち合わせていないということで一定程度していくという、そういう答弁ありました。そこで私伺いたいのは、以前からこういった場でしているんですけども、昨今の、さきのオリンピックでもあったようにアーバンスポーツの振興があれしてしまっていて、そこで壁面を利用して、今回平屋ですの

で壁面に、何ウォールというんですか、ボルダリングみたいなぼこぼこをつけたそういった利用も、十分今後子供たちの体力増強には寄与すると思うんですけども、ただ、そこでいつもの答弁ですと、体育教育にはそういったものが必要云々という、そういう教育長の答弁も以前もあったようですが、そこで今後なるべく体を動かすような、そういった仕掛けも必要と思われるんですが、そのこのところどのように考えているのか伺いたいと思います。

あと、つくる人、使う人ということでお聞きしましたが、そこで地元の人との協議等もして今回こういった設計になったということなんですけれども、そこで伺いたいのは、その協議というのは、ちなみに何回ぐらい行われたのか。せっかくこういった何億円もかけて造るものですから、十分この地区、使う方たちの何ていうんですか、出来たときの、より有効に活用できるような設計が必要だと思うんですけども、そのこのところを伺いたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 壁面の利用について、すみません、詳細を持ち合わせておりませんのであれですが、ボルダリング等というお話がございましたが、今後の可能性とすればゼロではないかと思いますが、現状ではボルダリングというようなものにつきましては設置する予定とはしてございません。

○副議長（菅原辰雄君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） つくる人、使う人関係での協議ということですが、この建設については相当の時間が経過しておりまして、その間にPTAの方々、それから教職員、さらに工事関係者の皆さんと協議を何度も繰り返したところでございます。回数が何回だったかということは、ちょっと手元のほうに記録がなくて申し訳ないんですけども、何度も協議をして、設計等というか、広さであったり器具室のありようとかについても何度も検討させていただいて、今回の設計に至ったところでございます。

○副議長（菅原辰雄君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 壁面の利用に関しては期待したいと思います。

そこで今、つくる人、使う人の件でお聞きしましたが、何回も協議したという、そういう答弁ありました。普通といいますか、以前よその自治体等なんですけど、こういった体育館等出来るときに準備委員会みたいな、そういった地元の人たちを含めた組織のようなものをつくって十分協議しながら進めていくという、そういう方法も取っているところもあるみたいですけども、今回、当町においてはそういった今後大きな施設は、町長答弁に言うよ

うにあまりないという、そういうこともあるんですが、今後そういった準備委員会みたいなものもつくって十分協議する必要もあると思うんですが、そのところをお聞きしたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 今野議員、答弁誰に求めますか。（「企画のほうじゃないかな」の声あり）分かりました。じゃあ、教育委員会か総務課長、どなたが答弁をいたしますか。教育長。

○教育長（齊藤 明君） 体育館の建設については、そういった地域の方々を含めた準備委員会というような組織はつくってはおりませんけれども、PTAの方々、先生方とも何度も協議をして、使う子供たちにとっていいように、保護者にとっても安心して子供が預けられるような形で協議をしておりますので、今回の名足小学校の体育館については十分満足できる施設になったものと思っております。また、今後の、どこかで建設があったときの準備委員会につきましては、やはりその都度その状況によって判断されて、組織されるのか組織されないのかになっていくのではないのかなと思っております。

○副議長（菅原辰雄君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいまの教育長の答弁であったんですけども、先ほどの答弁で、使う人たちのPTAとかそういった言葉が出たんですが、やはり先ほどの質問でもしたように、コミュニティースクールをはじめ地域の方たちが今後有効にできるようにするためには、やはり学校自体、大分以前のような閉鎖的というところからも抜け出ているとは思んですが、そういったところも含めて一般、PTA関係以外の住民の方たちも巻き込むというんですか、そういうことも必要だと思われまますので、今後十分検討していただきたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 先ほど避難所のお話がなりまして、体育館、新しく建設する体育館が海拔幾らかちょっと分かりませんが、難しいのかなという思いで聞いておりました。国のほうといいますか、今後来るであろう津波の浸水想定区域というんですかね、メーター、高さというんですか。気仙沼市さんに次いで南三陸町、戸倉地区でしたかね、21.幾らということが発表されまして、現在その避難所に指定されている場所も見直しをかけなくてはならないのかなという感じもいたしております。住民への説明会なりを、もう既にやっているのかなと思っていたんですが、この行政報告見ますとやっている様子もないと。であれば、今後いつ頃から住民の方々に説明をするのか、それから避難所の見直し、新しく設定しなくてはならないと思うんです。その際、避難所設定する際に津波が21.幾らだから、25メートルだから大丈夫という考えはやめてほしいと。これは強く話しておきます。最低でも30メートル

を想定した避難所を設置していただきたいというふうに思います。それ以下であればいいんですがね。実際、21.何がしのよりも高い津波が来ないとも限らない。その際、その際ですよ、想定外でしたということで終わらせたくないわけですから、30メートルを想定した避難所の設置をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） まず1点目の住民への説明会の関係なんです、実は県のほうと日程調整をいたしまして、今月中の日程を実は内々では組んでおったところなんです、最近のコロナの影響もございまして、また改めて日程調整をした上で説明会を行いたいというふうに思っております。軸とすれば来月、9月に日程調整をしていこうということでは内部で調整をしているところでございます。

それと避難所の見直しにつきましては、詳細の分析については現在行っているところなんです、県のほうから事前に、避難所と今回の浸水想定区域を重ねた地域で1か所だけが津波の避難所として浸水想定に、新たに津波をかぶってくるという箇所は1か所だけございます。そこについては、当然のことながら避難所として、津波の避難所としては使えないということで見直しをかけていく方向でおります。ほかの津波の避難所につきましては、場所によりけりなんです、それなりに安全性は今回の想定では確保されている状況ではありますけれども、もう一度詳細の浸水想定状況を見極めた上で、ほかにも見直すべき箇所があるかどうか含めて検討していきたいなというふうに思います。高さにつきましても、戸倉の河口のところ、折立の河口ですか、付近で最大値で21メートルという数値はございますが、志津川の八幡川入り口、あるいは伊里前川の河口付近になりますと、16メートル台というふうな数値もございますので、その数値だけをうのみにせず、しっかりとした見直しを行っていきたいというふうに考えております。

○副議長（菅原辰雄君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 発表された想定、津波の高さでもって今までの避難所1か所だけが見直しをかけなくちゃならないというようなお話でしたけれども、私が先ほど言ったのは、21メートル以下の津波であれば、あるいは伊里前とか志津川でも16メートルと、以下であればいいんですけれども、11年前の3.11のあれを教訓とした場合にですよ、教訓。やはり私は30メートルの津波を想定した避難所の開設をするべきであるとは思っています。そういうふうな、発表が21メートルだから、先ほども言いましたけれども25メートルの避難所であれば大丈夫だという考えはできればやめていただきたい。想定外だったと終わらせたくないわけですから

ので、その辺のところ検討してください。終わります。

○副議長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○副議長（菅原辰雄君） 日程第5、議案第16号令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号令和4年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、本年7月15日、16日の記録的な大雨被害の復旧に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第16号令和4年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の細部説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ただいま町長が提案理由で御説明を申し上げましたが、7月15日、16日の大雨被害の復旧に係る予算であります。

補正予算書の1ページを御覧願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,575万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億7,080万8,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、性質的には全て通常分でございます。予算に占める通常分が105億6,887万7,000円、率にしますと89.0%、東日本大震災に係る復旧復興分が13億193万1,000円、率にしますと

11.0%となっております。

次に、2ページ目からの第1表歳入歳出補正予算について、款ごとの構成比を申し上げます。

18款繰入金5.3%、19款繰越金5.7%。21款町債14.8%、補正されなかった款項に係る額が74.2%となっております。

次に、3ページ目の歳出でございます。

5款農林水産業費7.1%、7款土木費5.9%、10款災害復旧費8.3%、13款予備費が1.9%、補正されなかった款項に係る額が76.8%となっております。

次に、4ページの第2表、地方債の補正でございます。2つの事業についての追加となります。

1つ目の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、今回の大雨により頭首工、水路などの農業施設のほか林道の災害復旧工事に充当するものでございます。今回の計上につきましては、次の公共土木災害復旧事業も同様でございますが、国の災害査定等がこれからでございまして、国庫補助対象、補助額が未確定という状況でありますので、一般単独災害復旧事業として対象事業費1億2,030万円、充当率65%で見込んで計上してございます。災害査定により確定した後に、地方債の組替えを行いたいというふうに考えております。

次に、公共土木災害復旧事業につきましては、道路、河川の災害復旧事業に充当するものでございます。対象事業費6億6,000万円、充当率は100%となっておりますので、その額を見込み計上してございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

18款2項7目財政調整基金繰入金2億円の減額につきましては、令和3年度の繰越金の追加補正に伴う減額となっております。

19款繰越金補正額5億4,765万4,000円につきましては、令和3年度決算の見込みに基づき計上してございます。令和3年度の実質収支見込みから地方自治法の規定による基金繰入予定額を差し引いた額、6億7,765万4,000円が繰越金となる見込みから追加補正をさせていただいております。

21款の町債につきましては、地方債補正で説明した災害復旧事業に係るものでございます。

続いて、9ページからの歳出でございます。

議案関係参考資料の9ページから災害復旧工事等の概要を記載しておりますので、そちらを

あわせて御参照いただければというふうに思います。

最初に、5款1項5目農業農村整備費18節負担金補助及び交付金につきましては、農地等の小規模災害対策に対する町の補助事業でございまして、20件分を見込み計上してございます。

7款土木費2項2目道路維持費、同じく3項2目河川維持費はそれぞれ300万円の追加となっておりますが、今回の大雨により被災した町道、河川の応急工事費分として計上してございます。

9ページの下段になります。

10款1項1目農業施設災害復旧費12節の委託料500万円は、頭首工、水路等の測量設計業務委託料であります。

次に、10ページになります。

10ページの14節工事請負費2,530万円につきましては、頭首工の水路、桜沢地区の用水路ほか、2か所の工事費を計上してございます。2目の林業施設災害復旧費12節委託料840万円につきましては、林道蛇王線に係る測量設計業務委託料となっております。14節の工事請負費9,500万円は、議案関係参考資料の9、10ページにも記載ありますが、議案関係参考資料につきましては字ごとにまとめた関係から14地区という表記になっておりますが、全部で林道が22路線、28か所の災害復旧工事費等を計上してございます。

次に、10款2項1目道路橋梁災害復旧費12節委託料2,880万円につきましては、国庫補助対象見込みの8路線に係る測量設計積算支援等の業務委託料となっております。14節の工事請負費2億1,600万円は、町道の32路線、45か所に係る災害復旧工事費でございます。2目の河川災害復旧費12節委託料4,460万円は、国庫補助対象見込みの9河川に係る測量設計積算支援等の業務委託料でございます。14節の工事請負費4億4,400万円につきましては、9つの河川、全部で37か所に係る災害復旧費を計上してございます。

最後に、11ページの13款予備費につきましては、財源調整のための補正となっております。

以上を細部説明といたしますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたが、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 再開

○副議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑を願います。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ページ数ということですが、全般的に歳出のほう見ますと9ページから始まりますが、様々、被災箇所復旧工事をいたします。原形復旧をしなければいけないところがどれぐらいあって、改良復旧を施せるところがどれくらいあるのかということのを端的にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、改良復旧と現況復旧の意味合いがちょっと把握しかねている部分がございますが、国債、単債ということでもっとお話をさせていただきますと、予算計上段階で林道、あとは町道、河川合わせまして、国債を申請を予定してございますのは約35か所ほどございます。それと単債の箇所につきましては70数か所ございます。ちょっと国債につきましては、基本的には現況復旧ということになります。やはり何でしょうか、現況復旧と申しましても土羽で流されて、また土羽でやると崩れるという部分につきましてはブロックで施工しますし、あとブロック積み被災を受けたというところであれば、またブロック積みをやるということで、大変申し訳ございません、現況復旧と改良復旧ということでは今整理をまだちょっとしていないところでございますので、御了承いただければと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうお伺いしたのは、やっぱり11年前に大きな被害を受けた我が町であるからこそ、制度上、より大規模な、今までは災害を受けたけれども、今後は今回の災害よりも大きなものが起きたとしても耐えられるような、安全な強靱な国土をつくっていくんだということが制度上難しいということをお聞きされてまいりました。であるならば、やっぱり我々被災の経験ある者として、国とか県に働きかけていく必要というのは必要だと思っております。町長、そういった自治体のトップとしてこれまでもずっと言い続けてきたことだろうとは思いますが、今回もまた災害が起きました。3年前にも同じような災害が起きました。もっと強靱な安心して暮らせるまちをつくるために、これからも働きかけが必要ではないかと思いますが、その辺りどのようにお考えか、ぜひ伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回も大きな被害が出てしまいましたので、基本的に今後藤議員おっし

やるように、そういう復旧の在り方ということについてはこれまでも国のほうにはお話ししてまいりました。これからもそういうお話し続けなければいけないというふうに思いますし、たまたま、ちょうどあした宮城県町村会と国会議員の要望会でございますので、あしたちょうど国会議員の先生方おいでになりますので、そちらのほうで私のほうからお話はさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町民からは、またかと。まだ安心できないのかという声がひしひしと聞こえているという現状をぜひお伝えいただければというふうに思いますので、そこはよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

○副議長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御承知のように、大崎においては同じ河川が7年間で3回決壊しているということもございますので、県としてもその辺の対策ということについてはしっかりやりたいというようなお話でございますが、いずれ、これは県として今度は国との交渉ということになるかというふうに思いますので、うちの町だけでは決してございません。県内あるいは全国的な、今自然災害が広く発生しておりますので、当町というよりも、広くこういう災害に対しての国としての考え方、そのことについてお話しさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの前者の御答弁にやはり思うことは、国の補助ということが一番欠かせないと思います。その点、我が佐藤町長はトップセールスマンとして一生懸命走っておりますので、私からもよろしくお願ひ申し上げます。

さて、私の質問といたしましては、4ページ、地方債補正の関係ですけれども、先ほどの説明の中で補助額が未確定ということで、今、災害があったばかりなので今それを拾って国に上げて査定を受けるわけです。その査定受けるのに、やはり皆さんの努力、作文づくり、そういうものが重要視されてくるのかなと思われましても、その中で、これを上げてやったら査定がつくのがいつの時期なのか、その辺が一つと、例年、災害をずっと経験して、そして事務方としては毎回査定上げてやるわけですけれども、何パーセント、努力次第なんですけれども、100%、90%、80%いろいろあろうかと思われましても、何パーセントぐらいの充当率なのか、その辺お伺ひいたします。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　まず1点目、査定の時期等でございますが、今、県経由で来ています査定の時期につきましては、まずは設計審査というのは制度上でございます。それが9月の初旬からということで、当町だけじゃなくて県内の広域にわたり被災を受けておりますので、まだ当町がいつかというのは明確になってございませんが、まずは第1段階ですね、設計審査が9月から始まると。査定の時期でございますが、査定の時期につきましてはその1か月後の10月からということでございまして、それも今、当町が10月の何日なのかというのはまだ来てございません。今の段階では各市町村の特に国債ですね、国債等々被災の状況を県のほうで集約をしてそれを国に上げて、今後、日程等々の連絡が来るものというふうに考えてございます。

それと災害の何パーセントということで、これは交付率ということであれば、通常ですと66.7%の交付率がございます。また、激甚云々ということになりますと、またそれにさらには上乘せするということにはなりますが、今の現状で通常ということであれば66.7%、あと残りにつきましては地方債充当というようなことになろうかと思えます。

○副議長（菅原辰雄君）　及川幸子君。

○8番（及川幸子君）　それでは、9月設計審査ということで査定が始まるのが10月ということで、認められるのが、年内中にはどの程度認められるというのが出てくるわけですけれども、そこでお伺いしたいのは、今、この間議会で現地調査行きました。その中で、今工事やっているとところが壊れて、またそれをやり直しという過程のところも何か所かありました。そうした場合、今やっている工事中の金額内でやれるのか、新たにまた災害ということで2次申請をやるのか、その辺の絡み、関りを教えてください。

○副議長（菅原辰雄君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　今議員おっしゃるのは、19号でやったんだけど、また被災を受けた場所ということだと思いますが、災害査定にはやはり一定の条件等々ございまして、19号でやって被災を受けたんだけど、どうしても条件を満たさず単費でやらざるを得ない部分、それとあと、まだ、工事は終わったんですが最終的には国のほうの施工認定という最終的な検査を受検をしなければいけないということで、まだその受検をしていないところもございます。そこにつきましては、条件を満たしてまだ検査を受けていないというところにつきましては未満債ということで、さらに増派といいますか、の関係で、また再度災害復旧費を取りにいくというようなことで進めてございます。

○副議長（菅原辰雄君）　及川幸子君。

○8番（及川幸子君） いろいろ工事の過程、そして長引くとか入札ができなかったとか、そういういろいろな理由があって遅れているのは承知いたします。なぜ私が聞くかということ、繰り返すことによって、お金、町のお金、そして国のお金、それらが町にとってプラスなのかマイナスなのかというようなことを分析をしているのか、その辺を聞きたいんです。もし御存じであれば、そういうもし計算をしているのであれば、そこをお伺いいたします。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます、御質問の意味は一部ちょっと理解できてございませんが、少なからず、災害を受けますと町からの、最終的には地方債等も公債等が幾らかは分かりませんが算入されるということになります、やはり何かしらからの手出しは必要となってまいりますので、当然ながら被災を受けたということになりますと、何かしらの町費が支出をされるということでございますので、災害査定を受けて国債でやったからといって、町が手出しゼロになるとかプラスになるとというのは基本的にはございません。

○副議長（菅原辰雄君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 災害であれば、なるべくこの補助率を多く取るということの努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 早速、大雨の災害を受けた箇所について補正を組んでいただきまして、まず感謝いたします。そこで、ただいまそれぞれ被災したと申しますか、災害を受けた場所、国債見込みが35か所ぐらい、あとそのほかが70数か所と、大体100か所ぐらいになるかと思えます。そのほかにも実際あるんじゃないかなと、それが一つで、それを今後出たらばどのような取扱いをしていくのか。

あとは3月にでしたか、一般質問のときに、台風19号で復旧は終わったんですが見直しする場所が必要でないかと、そういうことをお話しして、場所が分からないので場所を見てから検討すると、そういう形で現地をその後確認してもらいました。そこが、やはりやられてしまいました。そういう中で、緊急のときに災害協定等を結んでいるかと思うんですが、それ等の対応はどうなっているのか。

1か所は、すっかり通行止めになって大型車両は全然通れなかったと。そしてあともう1か所は、水道管が断裂して断水が数日続いたと。そして復旧はされたんですが、ただ、緊急車両等が通れないような復旧状況です。そして、査定とかが10月になってしまうと。その間に緊急車両とかそういう車両が通れない期間、結構ありますね。また、9月には台風も控えて

いると。そういう形ですので、応急的にそういう路線等に対応できるのかどうか、その辺、3点ほどですが伺いたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町職員、建設課総出で現地確認はしてまいりましたし、今でもなかなか見きれていない部分もあるかもしれません。それにつきましては、今後、現地等を確認をさせていただいて、対応の方針等については検討させていただきたいと思います。

あと、議員おっしゃるとおりさきの議会で見直し必要じゃないかということで、対応を検討する前にまた被災を受けてしまったと、まさしくそのとおりでございます。それにつきましては、今後、今回は7月の大雨の災害をまずはちょっと復旧をします。あとその中で、必要に応じて対応が必要な場所があれば、随時その辺は検討対応してまいりたいと考えてございます。

それと3点目の、大型車両の通行止めになった箇所、あと水道の断水になった箇所ということでございますが、そちらにつきましても緊急対応ということで、今、既にこれから仮応急措置をとるべく、今、手続等を進めてございますので、その手続が済み次第、特に残谷の部分ですか、あの辺につきましては仮応急ということで直ちに現地確認しまして、職員で測量いたしまして、書類を作成しまして、もう既に県のほうに提出をしてございまして、一応、正式なあれではないんですがゴーサインはいただいておりますので、そういった緊急性の高い場所については随時、今後早急に対応してまいりたいと考えてございます。

○副議長（菅原辰雄君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 県のほうに、大型車両ですか、通行については県のほうに許可をいただいて早急に対応すると。そういう形で対応はしっかりお願いしたいと思います。迂回路あるんですが、その地域はこの路線しか大型車両といいますか緊急車両通れませんので、その辺よろしくお願いしたいと。

あと、2年9か月の間に、このようにまた台風19号同等の被害を受けたと。それを悪さしているのは、やはり様々あると思います。その検証をしっかりと設計を再度見直していただきたいなど。私思うのには、一番は河川側の支障木でないかなと思います。それが流されて堰を塞いだりなんかして、辺りまで災害を起こしてしまうと、そういうことが考えられます。私自身は考えられると思います。その辺の処理まで含めた感じで復旧のほうをお願いできるのかどうか、その辺をまずもって伺って、終わりとしてほしいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 支障木等につきましては、災害復旧の範囲内で支障となるものというのであれば災害復旧の中で対応は可能かと思いますが、それ以外ということになりますと、今現状では単費で対応せざるを得ないと。それと、今鋭意進めておりますしゅんせつ債ということで、まだ何ていうんでしょうか、ちょっと表現が悪いんですが、まずもって何かせんかということで今チャレンジをさせていただきます。しゅんせつ債の中でも支障木等の伐採もできるということでございますので、今後、どこの河川を事業導入するかということも含めて鋭意検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。今回のこの復旧工事なんですけれども、そこで工事請負に関して、復興工事も一段落して、中には町内の土木関係の事業所では仕事が少なく、作業員の方たちが片づけとか柵づくりもしているということも耳にしていました。そこで伺いたいのは、今回のこの補正の工事請負で、中小問わず町内の関連の事業所に仕事が満遍なく回るのかという、そういうことをまず1点お聞きしたいのと、あと、今回こういったいっぱい箇所があるんですけれども、先ほどの水道の関係ではないですけれども、ある程度箇所をまとめて入札等をされていくのか、その点伺いたいと思います。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1点目の質問でございます。議員おっしゃるとおり、ちょっと復興復旧事業が一段落ついて、なかなか事業者さんについては仕事が少なくなっているというのは私どもも承知をさせていただきます。極力、町といたしましても町内の業者さんにあまねく、平たく工事を受注していただきたいところではございますが、緊急の場合を除き、やはりどうしても指名競争であったり一般競争であったりということになりますので、あとは業者さんの札入れ等々が重要になってくるということでございますので、町としましては、やはりある程度、町内業者さんのほうに満遍なくやりたいところではございますが、そういった制度上の問題もありますので、ただ、要は入札等に参加できるような体制は考えてまいりたいというふうに考えてございます。

あとは工事の発注方法でございますが、中にはやはり、どうしても通路がなく通路開設しなれないというようなところもございますので、そういった箇所、あとは何ていいましょうか、ある一定程度連担している箇所については、やはりまとめて発注をしていくということで考えてはございます。ただ、今の段階でどこをどういうふうにとというのは、今これから精査するところでございますので、やはり全部単発発注ということではなくて、ある一

定程度まとまった形で発注をしていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 質問させていただきます。今回の被害ですけれども、7月の15日、16日、2日間の降水で被害が出たというふうなことなのですが、いわゆる集中豪雨が原因だと思っ
たんです。前にもさらっとお話ししたんですが、やはり今回被害出たその川上がどうなっ
ているか、いわゆるダムの上流、そのダムがいわゆる堆積物たまっているかどうか、これ調査
する必要あると思うんです。今後台風シーズンにも当然入ってきますし、これからも起こ
り得るであろうけれども、その対策を根本的に解決しない限りまた起きる可能性もあります。
先ほど、前議員さんが流木を対処しなくちゃならないと、確かにそうなんですけれども、流
木もそうなんですけれども、いわゆる堆積物を取らないと、これまたあふれ出てくると思
います。たった2日間の雨で超えてしまった状況というのは、ダムが今、南三陸町に治山ダム
でたしか66基、それから砂防ダムが33基かな、治水ダムが1基で、全部で100基ほどあるはず
なんですけれども、このうちの恐らく半数ぐらいはもう土砂がたまっているはずなんです。
その建設された地域も、もう50年くらいになっているところは、もうかなり堆積物たまっ
ていると思うんです。いろんな要因があるからそうなるんでしょうけれども、治山ダムの場
合はいわゆる堆積物とかそういうのをためるために、いわゆる流出を防止するために堤防を
造るんだという理論もあるんですけども、それは新しいダムを設置したときに成り立つ話な
んです。いわゆる古いダムが機能を果たしてそれでオーケーだと、それは一理あるんです
けれども、じゃあ新しいダムを造っているんですかという造っていないわけなんです。よ
うした状況で、今お金をかけないで現状の対策を考えるのであれば、やはり県の管轄に
なるんでしょうけれども、堆積物を撤去していただくという方向が現実的な考え方ではなか
ろうかなと思っております。お願いします。

○副議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさに議員おっしゃるとおり、治山ダム、砂防ダムにつきましては
上流からの土砂ですと止めるというのが基本的な考え方でございます。ただ、確かに議員
おっしゃるとおり一定程度たまとあともうため代がないので、それ以上出ると下に流れる
んじゃないかということで、まさしくそのとおりだと思います。あとは、ダムにつきましては
基本的にはやはり県管理ということでございますので、その辺も含めて県のほうにお話を
していきたいなというふうには考えてございますが、やはり基本的には水をためるためのダ
ムではございませんので、ちょっと、一部県のほうでも撤去、ちょっと県内でどこか撤去し

たところもあるやには伺ったことはございますが、すべからく全ダムで実施できるかというのはまたちょっと別な問題かと思えますけれども、その辺は県のほうにもお話をして可能かどうかというところで、一応お話はさせていただきたいというふうに考えてございます。

○副議長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年度南三陸町議会8月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時48分 散会